

# 第16回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

「第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件」別添会社法施行規則第206条に定める内容の概要  
他の株式移転完全子会社（株式会社石井工作研究所）の最終事業年度に係る計算書類等の内容

モバイルクリエイト株式会社

# 事業報告

（平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで）

平成28年6月28日開催の第38期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、平成28年度より決算期を3月31日から12月31日に変更しております。このため、前事業年度は、決算期変更の経過期間であり、9カ月間の変則決算となることから、前事業年度比は記載していません。

## 1. 会社の現況

### （1）当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における日本国内の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調で推移しました。一方、米国新政権の政策動向や様々な地政学リスク等により海外経済の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。

このような経済状況のなか、年初の海外経済の不確実性のため、自動車関連業界の新規投資が一時減少しましたが、下半期に受注が回復し、当事業年度の売上高は3,655百万円（前事業年度は2,666百万円）となりました。

損益につきましては、下半期の半導体・自動車関連事業の受注増加による工場稼働率の上昇や原価管理・工程管理の強化により、営業利益は174百万円（前事業年度は207百万円）、経常利益は214百万円（前事業年度は217百万円）、当期純利益は237百万円（前事業年度は339百万円）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

半導体・自動車関連事業の売上高は、自動車関連製造装置を中心に受注が増加し、全売上高の99.3%を占める3,627百万円（前事業年度は2,665百万円）となりました。

不動産・建築関連事業の売上高は27百万円（前事業年度は0百万円）となりました。

## (セグメント別売上高)

(単位：百万円)

セグメントの名称	第39期 平成28年12月期	第40期 (当事業年度) 平成29年12月期	前事業年度比
半導体・自動車関連事業	2,665	3,627	% —
不動産・建築関連事業	0	27	—
合 計	2,666	3,655	—

(注) 第39期(前事業年度)は、決算期変更により9カ月間の変則決算となっております。このため、前事業年度比については記載していません。

### ② 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の総額は、594百万円であります。その主なものは、本社ビルのリノベーション及び半導体・自動車関連事業におけるICAD、ECAD、工作機械等の取得であります。

### ③ 資金調達の状況

当事業年度中において、主に本社ビルのリノベーションの資金として長期借入金300百万円の調達を行いました。

また、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しており、当事業年度末における当座貸越極度額の総額は500百万円、借入実行残高は300百万円となりました。

## (2) 財産及び損益の状況

区分	第37期 (平成27年3月期)	第38期 (平成28年3月期)	第39期 (平成28年12月期)	第40期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売 上 高(千円)	3,234,302	2,863,710	2,666,459	3,655,035
経 常 利 益 (△印は損失)(千円)	△437,032	74,160	217,143	214,443
当 期 純 利 益 (△印は損失)(千円)	△528,467	153,469	339,695	237,056
1株当たり当期純利益 (△印は損失)	△67円99銭	19円75銭	43円71銭	30円50銭
総 資 産(千円)	5,688,672	5,340,105	6,271,883	7,245,852
純 資 産(千円)	4,535,648	4,618,381	5,035,390	5,313,982
1株当たり 純 資 産 額	583円58銭	594円23銭	647円90銭	683円76銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
2. 第39期(前事業年度)は決算期変更により、平成28年4月1日から同年12月31日までの9カ月間の変則決算となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社の親会社はモバイルクリエイト株式会社で、同社は当社の株式3,181千株(議決権比率41.1%)を保有しております。また、当社は親会社から役員  
の派遣を受けております。

#### ② 親会社等との取引に関する事項

当社の親会社であるモバイルクリエイト株式会社との間で商品売買取引及び不動産賃貸借取引を行っております。

##### イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引に当たっては、当社の利益を害することのないよう一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

##### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の事業運営に関しては、事業上の制約はなく、取締役会の独自の意思決定に基づき、経営及び事業活動を行っていることから当社の利益を害さないものと判断いたしました。

##### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

#### ③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、継続的に事業規模を拡大させていくために以下の課題への対応が必要であると考えております。

##### ①新規事業、新製品開発への取り組み

- ・成長が見込まれる事業領域において、従来の技術やIoT分野の新技术を活かした製品開発を行います。
- ・グループ会社であるモバイルクリエイイト株式会社、ciDrone株式会社との共同開発を進めてまいります。

##### ②人材の確保、生産設備への投資

- ・多方面への採用活動を行い、優秀な技術者の確保に努めてまいります。
- ・精密加工機械等の生産関連設備についてお取引先様の幅広いニーズにお応えできる最新設備導入を行ってまいります。
- ・働き方改革に取り組み、企業の生産性の向上を図ってまいります。

##### ③内部統制による業務の標準化と効率化

- ・内部牽制体制の充実を図り、統制活動を通じ業務効率の改善に努めることで、当社グループの企業価値を最大限に高める努力をしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

セグメントの名称	主要営業品目
半導体・自動車関連事業	半導体・自動車関連製造装置・各種自動機・金型の設計製作、精密加工部品
不動産・建築関連事業	不動産事業

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年12月31日現在)

- ① 本 社                      大分県大分市東大道二丁目 5 番60号
- ② 営業所  
    東京営業所          東京都港区
- ③ 工 場  
    曲工場                大分県大分市

(7) 従業員の状況 (平成29年12月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
251 (7) 名	8名増 (1名減)	44.9歳	20.9年

(注) 従業員数は就業人数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー及び派遣社員) は ( ) 内に年間平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成29年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額 残 高
株 式 会 社 大 分 銀 行	580百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,800,000株（自己株式28,258株を含む）  
 (3) 株主数 2,839名  
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
モバイルクリエイイト株式会社	3,181千株	40.94%
石井工作研究所従業員持株会	865	11.13
川口久之	351	4.52
石井光明	150	1.93
石井仁海	139	1.79
渡邊俊雄	85	1.09
歌川勝久	65	0.84
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M I L M F E	63	0.81
石井貞憲	60	0.78
横井豊三	59	0.77

(注) 持株比率は、自己株式（28,258株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役 の 状況 (平成29年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	佐 藤 一 彦		モバイルクリエイイト株式会社 取締役
専 務 取 締 役	中 野 雅 一		モバイルクリエイイト株式会社 参与 c i D r o n e 株式会社 取締役
取 締 役	重 松 秀 信	営 業 部 長	
取 締 役	時 枝 典 生	管 理 部 長 兼 不 動 産 事 業 部 長	
取 締 役	中 村 昭 彦	製 造 部 長 兼 生 産 管 理 部 長	
取 締 役	村 井 雄 司		モバイルクリエイイト株式会社 代表取締役社長 株式会社M I R A I 代表取締役 c i D r o n e 株式会社 取締役 株式会社オプトエスピー 取締役
取 締 役	尾 石 上 人		モバイルクリエイイト株式会社 取締役戦略事業部長 c i D r o n e 株式会社 取締役 Mobile Create USA, Inc. CEO InfoTrack Telematics Pvt.Ltd. 取締役
取 締 役	岐 部 和 久		モバイルクリエイイト株式会社 取締役経営企画室長 沖縄 I C カード株式会社 監査役 株式会社トラン 取締役 株式会社M. R. L 取締役 Mobile Create USA, Inc. CFO InfoTrack Telematics Pte.Ltd. 取締役 InfoTrack Telematics Pvt.Ltd. 取締役 株式会社オプトエスピー 取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	衛 藤 良 一		
取 締 役 (監査等委員)	伊 東 徳		
取 締 役 (監査等委員)	靱 倉 了 胤		太閤法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 伊東徳氏及び靱倉了胤氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 伊東徳氏は、元工業高等専門学校教授としての豊富な経験と高い見識を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 靱倉了胤氏は、弁護士としての豊富な経験と高い専門知識を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために衛藤良一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 伊東徳氏及び靱倉了胤氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。



## (2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く。）	5 名	52,539 千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	13,000 (3,900)
合 計 （うち社外役員）	8 (2)	65,539 (3,900)

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役5,889千円、監査等委員1,000千円）を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第38期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）について年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（監査等委員）である衛藤良一氏、伊東徳氏及び靱倉了胤氏ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係
- ・取締役（監査等委員）靱倉了胤氏の兼職先である太閤法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会			監査等委員会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
取締役 (監査等委員) 伊東 徳	14回	14回	100.0%	11回	11回	100.0%
取締役 (監査等委員) 靱倉了胤	14回	14回	100.0%	11回	11回	100.0%

- ・取締役会における発言状況

取締役（監査等委員）伊東徳氏は、人材育成の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役（監査等委員）靱倉了胤氏は、弁護士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・監査等委員会における発言状況

取締役（監査等委員）伊東徳氏及び靱倉了胤氏は、それぞれ独立の立場で且つ、専門的な見地より監査意見を形成し、議案の審議において、誠実で適切な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であった三優監査法人は、平成28年3月24日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

- |   |          |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額  | 16,200千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額  | 16,200千円 |
| ③ 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由<br>本件に関しまして、当社監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。<br>(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、且つ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。 |          |

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他企業集団における業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令遵守（コンプライアンス）体制の基礎として、創業理念、行動理念、経営方針をもとに法令遵守基本規定を定め、法令遵守体制の整備及び維持を図り、必要に応じて各担当部署にて、基準の策定、研修の実施を行う。
- ②内部監査部門として執行部門から独立した内部監査を担当する部署を置き、各部署の業務執行及びコンプライアンス状況については、定期的に内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ③取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社における重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見した場合には、遅延なく取締役会、監査等委員会及び担当部署に報告する。
- ④当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係、その他一切の関係を持たない社内体制を堅持することとする。また、反社会的勢力から接触を受けた時は、適宜に警察、弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。
- ⑤監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。

#### (運用状況)

当社は、コンプライアンスマニュアルに基づく業務執行に努めております。

コンプライアンス教育については、従業員への研修をはじめ、会社の経営陣へのコンプライアンス教育を実施し会社全体に倫理観の維持向上に取り組んでおります。

また、お取引先様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る情報については、文章管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、保存年限に応じて閲覧可能な状態を維持する。

②当社は、機密情報につき「機密管理規程」を制定して、当社の機密情報の管理・保全について定め、企業機密の漏洩防止体制を確立する。

(運用状況)

情報の保存管理は、文章管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行っております。

また、必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法により廃棄することとしております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクの把握と管理及び個々のリスクの管理体制として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止するために、社長を本部長とする対策本部を設置し、これを最小限に止める体制を整える。

(運用状況)

当社は、リスク管理規程の継続的な見直しや追加を行っております。この規定により全社的な損失の危険を網羅的・総括的に管理しリスク体制を明確にしております。重要案件については経営会議や取締役会への付議基準に基づき、適切に付議及び決議しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項をはじめ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行う。

②取締役（監査等委員である取締役を除く。）の決定に基づく業務執行については、業務規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

(運用状況)

当事業年度において取締役会を14回開催し重要な意思決定を行うとともに、業務執行機能及び取締役による監督機能を果たしております。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

- ①当社は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査等委員会と協議して設置することとする。
- ②監査等委員会を補助すべき使用人は、その職務については監査等委員の指揮命令に従い、その評価は、監査等委員会と協議して行う。

(運用状況)

監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くべきことを求め、この使用人を置いた場合は、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び所属部門責任者等の指揮命令を受けないものとしております。

(6) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。前記に関わらず、監査等委員会は、必要に応じて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ②社内通報体制の適切な運用を維持することにより、法令違反その他の法令遵守上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- ③監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

(運用状況)

取締役は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、企業倫理ヘルプライン要領における通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備しております。

また、取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程に準じて当該報告をした者が、不利な取扱いを受けないように適切な処置をしております。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要なあらゆる会議に出席し、必要な報告を求めることができるものとする。また、監査等委員会は、代表取締役及び内部監査部門、並びに会計監査人に、それぞれ随時説明及び報告を行わせるとともに定期的に情報交換を行う。
- ②監査等委員の職務の施行について生じる費用の前払または償還の手續及びその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理等所要費用の請求を監査等委員から受けた時は、当社は監査等委員の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(運用状況)

当事業年度において取締役会を14回開催し重要な意思決定を行い、監査等委員はそれぞれの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

また、代表取締役は、円滑な意思疎通を図るため、監査等委員と定期的に意見交換を行っており、内部監査部門及び会計監査人は、監査等委員会と相互に連携を図り、監査等委員の職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう努め、監査の実効性を高めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,510,255</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,478,278</b>
現金及び預金	448,604	支払手形	267,674
受取手形	1,499	電子記録債務	464,559
電子記録債権	183,836	買掛金	186,343
売掛金	1,891,220	短期借入金	300,000
商品及び製品	52,655	1年内返済予定の長期借入金	30,000
仕掛品	715,434	リース債務	23,685
原材料及び貯蔵品	89,946	未払金	38,894
前払費用	16,682	未払法人税等	18,030
繰延税金資産	48,708	未払費用	62,049
その他	79,968	前受金	20,955
貸倒引当金	△18,299	預り金	40,685
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,735,596</b>	賞与引当金	18,500
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,898,706</b>	製品保証引当金	6,900
建物	899,862	<b>固 定 負 債</b>	<b>453,590</b>
構築物	33,685	長期借入金	250,000
機械及び装置	128,263	リース債務	13,280
車両運搬具	2,595	繰延税金負債	140,926
工具、器具及び備品	26,804	役員退職慰労引当金	14,407
土地	1,775,037	その他	34,977
リース資産	32,457	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,931,869</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>106,952</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	103,645	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,175,970</b>
リース資産	2,099	資本金	1,186,300
その他	1,207	資本剰余金	2,757,259
<b>投資その他の資産</b>	<b>729,938</b>	資本準備金	2,757,259
投資有価証券	451,668	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,244,209</b>
前払年金費用	266,685	利益準備金	296,575
差入保証金	10,060	その他利益剰余金	947,634
その他	1,523	別途積立金	650,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,245,852</b>	繰越利益剰余金	297,634
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△11,798</b>
		評価・換算差額等	138,012
		その他有価証券評価差額金	138,012
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,313,982</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>7,245,852</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	3,655,035
売 上 原 価	2,877,836
売 上 総 利 益	777,198
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	602,920
営 業 利 益	174,277
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1
受 取 配 当 金	8,305
保 険 代 理 店 手 数 料	1,427
補 助 金 収 入	43,100
駐 車 場 収 入	1,796
そ の 他	3,415
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,747
為 替 差 損	739
固 定 資 産 除 却 損	12,218
そ の 他	174
経 常 利 益	17,879
税 引 前 当 期 純 利 益	214,443
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22,189
法 人 税 等 調 整 額	△44,802
当 期 純 利 益	△22,613
	237,056

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 本 金	資 剰 余 合 計	本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 合 計		
						別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	650,000	60,577	1,007,152	△11,724	4,938,987	
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益						237,056	237,056		237,056	
自 己 株 式 の 取 得								△73	△73	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	237,056	237,056	△73	236,983	
当 期 末 残 高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	650,000	297,634	1,244,209	△11,798	5,175,970	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	96,403	96,403	5,035,390
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			237,056
自 己 株 式 の 取 得			△73
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	41,609	41,609	41,609
当 期 変 動 額 合 計	41,609	41,609	278,592
当 期 末 残 高	138,012	138,012	5,313,982

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類の個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品・仕掛品（半導体  
・自動車関連製造装置及び  
金型）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・製品・仕掛品（加工部品及び  
電装品）、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～38年
機械及び装置	7～10年
工具、器具及び備品	4～6年

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・  
リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

- ③ 製品保証引当金 製品販売後の無償サービス費用の支出に備えるため、過去の保証費用実績率を基礎として計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	404,427	千円
土地	831,618	
差入保証金	10,000	
合計	1,246,046	

上記資産のうち、建物及び土地については、根抵当権（極度額800,000千円）を設定しております。差入保証金については、宅地建物取引業法に基づく営業保証金として担保に供しております。

② 担保に係る債務

短期借入金	300,000	千円
1年内返済予定の長期借入金	30,000	
長期借入金	250,000	
合計	580,000	

(2) 関係会社に対する短期金銭債権 1,445 千円

(3)有形固定資産の減価償却累計額 1,346,896 千円

(4)期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

電子記録債権	75,605 千円
支払手形	40,331
電子記録債務	96,383

(5)当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	500,000 千円
借入実行残高	300,000
差引額	200,000

### 3. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	29,401 千円
仕入高	559
販売費及び一般管理費	600
営業取引以外の取引による取引高	747

(2)事業年度末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

製品製造原価	34,127 千円
--------	-----------

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	7,800千株	一千株	一千株	7,800千株

(2)自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	28,086株	172株	一株	28,258株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによる増加であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
仕掛品評価損等		31,233 千円
役員退職慰労引当金		4,394
貸倒引当金		5,581
減価償却費		5,047
賞与引当金		5,642
減損損失		1,837
繰越欠損金		715,814
その他		18,151
	繰延税金資産小計	787,702 千円
評価性引当額		△738,993
	繰延税金資産合計	48,708 千円
繰延税金負債		
前払年金費用		△81,311 千円
その他有価証券評価差額金		△59,614
	繰延税金負債合計	△140,926 千円
	繰延税金負債の純額	△92,217 千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.7%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.7
住民税均等割	1.5
評価性引当額の増減	△38.9
その他	△4.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△10.5

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産としてワイヤー放電加工機一式、CNC研削盤一式、レーザー加工機、その他があります。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブは行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており  
ます。また、輸出に伴う外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原  
則として円建取引を行っており、外貨建は少額につきヘッジ等は講じておりません。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに  
晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが4カ月以内の支払  
期日であります。

短期借入金は、運転資金調達を目的としたものであり、長期借入金は、主に本社ビルのリ  
ノベーションに係る資金調達です。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設  
備投資に係る資金調達を目的としております。償還日は最長で決算日後10年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理細則に従い、営業部において主要な取引先の状況を定期的  
にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等  
による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権債務について、ドル建のみで少額につきヘッジ等を講じておりません。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、  
市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価値がない場合には合理的に算  
定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいる  
ため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のと  
おりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	448,604	448,604	—
(2) 受取手形	1,499	1,499	—
(3) 電子記録債権	183,836	183,836	—
(4) 売掛金	1,891,220	1,891,220	—
(5) 投資有価証券	441,668	441,668	—
資産計	2,966,828	2,966,828	—
(1) 支払手形	267,674	267,674	—
(2) 電子記録債務	464,559	464,559	—
(3) 買掛金	186,343	186,343	—
(4) 短期借入金	300,000	300,000	—
(5) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	280,000	279,989	△10
負債計	1,498,577	1,498,567	△10

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	10,000

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	448,604	—	—	—
受取手形	1,499	—	—	—
電子記録債権	183,836	—	—	—
売掛金	1,891,220	—	—	—
合計	2,525,160	—	—	—

4. 長期借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	130,000
合計	330,000	30,000	30,000	30,000	30,000	130,000

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大分県に賃貸用のオフィスビル及び駐車場用地を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃借損益は8,690千円（賃貸収益は売上総利益に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
405,167	752,365	1,157,532	1,550,200

- (注) 1. 当事業年度の主な増加額は賃貸等不動産の増加（769,166千円）であり、主な減少額は減価償却費の計上（△16,801千円）であります。
2. 期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額であります。

## 9. 関連当事者に関する注記

### (1) 関連当事者との取引

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社及び役員 が代表権を有し ている会社	モバイル クリエイト 株式会社	(被所有) 直接 41.1	役員の兼任 製品の販売 駐車場の賃貸 事務所の賃貸借 共同技術開発	当社製品 の販売	18,595	売掛金	756
				事務所の 賃貸	10,806	前受金	2,700

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。
2. 製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 事務所の賃貸料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

### (2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モバイルクリエイト株式会社（東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場）

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 683円76銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 30円50銭



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

株式会社 石井工作研究所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任  
社員 公認会計士 野 澤 啓 ①  
業務執行社員  
指定有限責任  
社員 公認会計士 宮 寄 健 ①  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社石井工作研究所の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項、及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由について指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月13日

株式会社 石井工作研究所 監査等委員会

監査等委員（常勤）	衛藤良一	㊞
監査等委員	伊東 徳	㊞
監査等委員	靱倉了胤	㊞

(注) 監査等委員伊東 徳氏、靱倉了胤氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上